

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月22日認可した。

平成21年1月16日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竹成中道地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上野下地区
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）茨谷上池地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）乙丸地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）樋股地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）びわのそ地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田上地区
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田高岡地区